

第7回半田市議会定例会 総務委員会委員長報告書

当総務委員会に付託された案件については、9月2日、午前9時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第54号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明^{のち}の後、質疑に入り、主な質疑として、

この度^{たび}の補正により旧J A 乙川支店敷地内及び常楽寺西門前の防火水槽を撤去するとのことだが、撤去後の防火体制は、維持できるのか。とに対し、

公共用地に設置してある耐震性貯水槽や、多数配置してある消火栓を利用して対応できるため、防火体制に問題ありません。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第58号については、補足説明^{のち}の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第59号については、補足説明^{のち}の後、質疑に入り、主な質疑として、

重要な財産として定める基準の金額の根拠は、なにか。とに対し、

同規模の法人の基準を参考に設定したものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第 6 0 号、議案第 6 1 号、議案第 6 2 号及び

議案第 6 6 号については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、
議案ごとに採決した結果、4 議案とも、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに
決定しました。

以上、ご報告申し上げます。